

感染症について

社会福祉法人白崎保育園

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症に罹患し回復後に登園する際には、医師が記入した意見書の提出をお願い致します。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるよう、ご配慮ください。

※意見書は医師からの「意見」であり、登園可否の最終判断は保育園側に委ねられます。

集団生活の場である保育園として、登園日当日のお子さんの心身の健康状態や、園内の感染症の状況等により保育園をお休み頂く場合が御座います。

※鹿屋市医師会所属の医療機関で意見書を依頼した場合には、意見書への記入は無料となります。ただし、その際の診察料は有料となります。また、鹿屋医療センターでは診断書と同じ扱いになり有料となりますのでご留意下さい。

鹿屋市医師会に所属していない医療機関で意見書を依頼される場合には、事前に課金の有無についてご確認されることをお勧めします。

※下記の意見書が必要な12の疾患以外の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、嘔吐下痢症、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、帯状疱疹など）については、意見書の提出は必要ありませんが、診察医師の診断に従い、症状が治まり完治となつてからの登園となり、登園可否の最終判断は保育園側に委ねられます。

■医師が記入した意見書が必要となる感染症

No.	感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
1	麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
2	インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあつては、3日を経過するまで）
3	風しん (三日はしか)	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
4	水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
5	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺膨脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
6	結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
7	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
8	流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
9	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
10	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
11	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで